

福津市男女共同参画審議会規則

平成17年 1 月24日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例（平成17年福津市条例第90号）第15条の規定により福津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総合政策部男女共同参画推進室において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 1 月24日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開く審議会については、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。